

新規農業雇用者教育研修支援事業実施要領

制 定 平成28年9月 1日 経技第 548号
改 正 平成29年3月24日 経技第1072号

第1 趣旨

農業従事者の高齢化等により、担い手の減少が大きな課題となる中、将来の本県農業を担う人材を県内外から確保し、育成することが重要である。

このため、農業で働く意欲のある人材を県内の農業法人等が雇用し、教育研修を行うことにより、新たな担い手の育成を図る。

第2 事業実施主体

県内の農地、施設等で農業生産を行う農業法人等

第3 事業の実施内容

(1) の条件を満たす県内の農業法人等が、(2) の条件を満たす就業者を新たに雇い入れ、栽培技術等の習得に関する教育研修する際の支援を行う。

(1) 農業法人等の要件

- ① 農業経験が原則5年以上ある役員又は従業員を研修責任者として置くこと
- ② 教育研修を行う指導者は、専門研修の受講等により人材育成の知識・技能の習得に努めること
- ③ 就業者に対して雇用保険、労働者災害補償保険に加入させること

(2) 就業者の要件

- ① 当該農業法人等に新たに雇用される者であること
- ② 主に農畜産物の生産（当該産物の加工・販売も含む）に従事する者であること
- ③ 就農に強い意欲を有する原則45歳未満の者であること

第4 事業の実施手続

1 事業を実施しようとする農業法人等は、教育研修開始日の前日までに、「(別記様式1) 事業承認申請書」に「(別記様式2) 事業実施計画書」を添付のうえ知事に提出するものとする。

2 知事は、1の申請内容が事業の要件を満たし、かつ、実施計画の達成が確実であると認められる場合には、承認するものとする。

ただし、申請者数が予定を超える場合は、以下の条件を満たすものを優先して承認する。

- (1) 一法人あたり1名
- (2) 年齢が若い就農希望者

第5 事業の完了報告

第4の事業が完了した場合、「(別記様式3) 事業完了報告書」に「(別記様式2) 事業実績報告書」を添付の上、知事に報告するものとする。

第6 助成

県は、この事業の円滑かつ効果的な実施を推進するため、予算の範囲内において、別に定めるところにより助成する。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則 この要領は、平成28年9月 1日から実施する。
この要領は、平成29年3月24日に改正する。
この要領は、平成31年3月31日にその効力を失う。